

ワゴンショップ出店規約

I. 出店申込みと手続き

1. 募集形態

高洲第一ショッピングセンター、高浜ショッピングセンター及び稲浜ショップのいずれかのショッピングセンター（以下「SC」とします。）で無償貸与されるワゴンでの雑貨・小物・手作り工芸品等の販売を原則とします。

2. 申込み受付開始時期と時間

- (1) 申込みは出店希望日の2ヶ月前から、株式会社千葉経済開発公社（以下「運営者」という。）で受け付けます。
- (2) 出店希望の方は、予め運営者まで連絡願います（下記参照）。出店可能なSC・場所を提案いたします。その際、取扱い予定商品についてお知らせください。運営者が既存テナント商品との重複等を判断し、お申込みができない場合があります。

3. 出店申込み受付

- (1) 原則、運営者ホームページの申込フォームに必要事項を記入のうえ、身分証明書、登記簿謄本又は営業資料等の運営者が請求する書類を添付し、お申込み下さい。原則として面談の上申込み内容を確認させていただきます。
- (2) 食品は、製造許可を得た上で容器包装して製造されたものに限り、ワゴンでの加工・調理・小分けはできません。自ら製造した場合、申込時に「許可証」等の写しを提出いただきます。また行政庁へ食品取扱届が必要な場合があります。
- (3) 申込書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (4) 申込書の提出後、原則6営業日以内に出店の可否を連絡します。
- (5) 開始日の3日前までに、出店料を運営者指定の銀行口座にお振込みでお支払いください。振込みに係る手数料等は出店者が負担してください。

II. 出店管理規定

1. 出店期間、営業時間、出店場所

- (1) 出店期間は、原則、SC営業期間とします。
- (2) 営業可能時間は、午前9時～午後7時半。商品の搬入出を含み3時間以上の営業を要します。
- (3) 出店場所は、共用通路内、運営者の指定する場所（概ね3平米）とします。

2. 出店料（別途消費税）（ワゴン1台出店）

1日200円。特別出店場所の出店料は協議のうえ決定します。

※ワゴンは3種類です。現状での貸付です。必ずご確認ください。SCの電気の利用はできません。

※複数台の利用、テーブル等什器の持ち込みを希望する場合協議の上出店料を決定します。

3. 売上げ報告 出店期間中の売上げ・客数を運営者の指定する方法でご提出いただきます。

4. 解約等の制限 申込者の都合による出店前・出店中の解約又は下記5に基づく中止があっても出店料の返還・精算はいたしません。

5. 申込み・使用の制限

以下の項目に該当する場合は、出店承認いたしません。また承認後であっても承認を取り消し、直ちに

中止していただきます。

- (1) 出店により、他のテナント及び周辺に混乱又は危険が予想される場合
- (2) 公の秩序・風俗を乱すおそれがあると認められた場合
- (3) 宗教活動・政治活動を助ける商品を提供する場合
- (4) 裸火を使用する場合
- (5) 運営者の許可なく、出店の権利を他に譲渡・転貸する場合
- (6) 申込書等の記載事項に虚偽・誤りがあった場合
- (7) 規約の条項に反し、運営者の要求にも関わらず、これに従わない場合
- (8) 関係諸官庁から中止命令・指導が出た場合
- (9) 商標等知的所有権を侵害する又はそのおそれのある商品、危険物等の展示及び販売をする場合
- (10) SC内のテナントの商品と同じ又は類似するものを販売する場合
- (11) 出店者が暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）である場合
- (12) 製造業許可を得て製造された食品ではないものを販売する場合
- (13) その他、運営者が不相当と判断する場合

6. 出店時の注意事項

- (1) 看板、ポスター、チラシ等の掲示は、あらかじめ運営者の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- (2) 持ち込み商品等について盗難、破損、滅失等が生じても、運営者は一切責任を負いません。
- (3) 商品の売上金は、出店者の責任において管理してください。
- (4) 商品、特に食品は容器包装への適正表示を出店者の責任で行うことが必要です。販売時、店舗名称・連絡先がわかるレシートをお客様へ渡してください。
- (5) 商品に係るお客様からの苦情、返品、瑕疵等については出店者の責任において速やかに対処してください。運営者は一切責任を負いません。
- (6) 複数日程で開催する場合、商品等の保管場所はありませんので、日毎に商品等を搬出入してください。但し運営者が許可する場合は、指定場所に出店者の責任で移動・保管することができます。
- (7) 騒音・振動・臭気・火災・爆発その他危険を生じるおそれのあるものの持ち込みは禁止します。
- (8) ワゴンの設置・返却は出店者が行ってください。ワゴンの倒壊を防ぐため、重り等を必ず設置してください。当初の期間経過後も返却しない場合は損害金をいただきます。
- (9) 出店により発生したゴミは、出店者がすべて持ち帰りください。
- (10) 出店者及び関係者は自己負担で敷地内有料時間貸し駐車場を利用できます。その他のお客様駐車場は利用できません。
- (11) その他、出店に際しては、運営者の指示に従ってください。

<運営者>

株式会社千葉経済開発公社 〒261-0004 千葉市美浜区高洲2-3-14

電話 043-245-1003 FAX 043-245-1007 担当：事業部

ホームページ <https://www.ckkk.jp/>